

第1回笠松町議会定例会議決結果

(2月23日開会 3月9日閉会)

第1号 専決処分の承認

○笠松町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

納税義務者の負担を軽減するため、個人町民税と特別土地保有税の減免申請に、個人番号の記載を要しないこととする規定整備

○平成27年度笠松町一般会計補正予算(専決第2号)

補正額 5,886,000円

補正後歳入歳出予算額 7,175,352,000円

[主な補正内容]

- ・個人番号カード交付事務費を増額
- ・歴史未来館空調設備の騒音対策費用を増額

第2号 笠松町行政不服審査会設置条例

町の執行機関の附属機関として「笠松町行政不服審査会」を設置

第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○笠松町行政手続条例の一部改正

○笠松町税条例等の一部を改正する条例の一部改正

○笠松町情報公開条例の一部改正

○笠松町個人情報保護条例の一部改正

○笠松町固定資産評価審査委員会条例の一部改正

○笠松町手数料条例の一部改正

- ・不服申立ての種類が「審査請求」に一元化されたことに伴う所要の規定整備
- ・情報公開と個人情報保護に関する不服申立ては、それぞれ既存の情報公開審査会または個人情報保護審査会に諮問することとし、行政不服審査法に基づく審理員による審査の適用除外とする規定整備
- ・固定資産評価審査委員会の決定書に記載する事項を明確化するとともに、決定書には押印手続を必要とする旨を追加
- ・審理員に提出された書類や審査委員会に提出された主張書面、資料の写しの交付手数料の設定

第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例

○笠松町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

不服申立ての種類が「審査請求」に一元化されたことに伴う所要の規定整備

○笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

学校教育法の一部改正により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として設けられたことに伴う所要の規定整備

第5号 笠松町部設置条例の一部を改正する条例

平成28年度の組織体制の変更に伴い、部の分掌事務に関する所要の規定整備

第6号 笠松町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、この条例による傷病補償年金と休業補償が同一の事由により障害厚生年金などと併給される場合に、給付額に乗ずることとなる調整率を政令と同様の率とする所要の規定整備

第7号 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

平成27年の人事院勧告に基づく一般職職員の給与改定の内容を考慮し、議会議員の期末手当の支給割合の引き上げを行う所要の規定整備

第8号 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成27年の人事院勧告に基づく一般職職員の給与改定の内容を考慮し、常勤の特別職職員の期末手当の支給割合の引き上げを行う所要の規定整備

「平成28年熊本地震災害」義援金 温かいご支援をお願いします

このたびの地震により、被災された皆様に対して心よりお見舞い申し上げます。

笠松町町内会連合会では、広く町内会の皆様呼びかけ、義援金を募ることとしました。

【受付場所】役場総務課

【受付期限】5月16日(月)

※期限を過ぎても引き続き受け付けます。

また、町では次のとおり義援金の受付を行っております。集まった義援金は、日本赤十字社を通じて支援に役立てられますので、温かいご支援をお願いします。

【義援金箱 設置施設】役場、中央公民館、福社会館、松枝公民館、総合会館、福祉健康センター